知的しょうがい者と性暴力被害

Persons with intellectual disabilities and sexual abuse

河東田　博
KATODA, Hiroshi

Abstract

This paper discusses sexual abuse against persons with intellectual disabilities. A new law, *Preventing Abuse of the Disabled*, came into effect in 2011, with the purpose of preventing abusive treatment by familiar persons against people with intellectual disabilities and to protect their human rights. In order to reduce instances of sexual abuse against persons with intellectual disabilities, it is important to make all citizens aware of the problem, to take action to address the situation, and to respect them as normal members of society. If we are unable to solve the problem of sexual abuse against those with intellectual disabilities, then we will be unlikely to be able to solve other societal problems either. Only by resolving the issue of sexual abuse against persons with intellectual disabilities, who are among the most vulnerable and devalued members of the population, will it be possible to realize a society in which the human rights of all persons are respected.

Key words: persons with intellectual disabilities, sexual abuse, deviation, social exclusion

1．はじめに

2011 年 6 月 24 日、障害者虐待防止法[1)] が制定（2012 年 10 月 1 日施行）された。なぜこの法律が制定されたのだろうか。

障害者虐待防止法第一条で、次のように、法律制定の目的を明記している。

「第一条　この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、（中略）障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

この法律の目的条項は、数多くのしょうがい者虐待が見られ、しょうがい者虐待が身近な人たちからなされていることなどを暗に示唆した内容となっている。

第一条で示唆したことが、第二条第 2 項で明らかになってくる。虐待をしているのは誰かということである。

「第二条

2　この法律において『障害者虐待』とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。」

第二条第 2 項が意味していることは明白であり、しょうがい者虐待は、身近なところで身近な人たちによって（恐らく日常的に）、人の見ていないところで陰湿に、時に公然と行われているということである。

では、しょうがい者虐待とは何か。第 2 条第 6 項～第 8 項に、その定義が次のように示されている。

「第二条

6　この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ　障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等。
二　養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
（以下、第 7 項に「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」が、第 8 項に「使用者による障害者虐待」について明記されている。）

本稿は知的しょうがい者と性暴力被害との関係に関する論考だが、まず、しょうがい者虐待の実態について述べる。次に、しょうがい者虐待の中でも性暴力（性的虐待：わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること）に焦点をあて、性暴力が被害者にどのような影響を与えるのか、性暴力被害に遭わないようにするためにはどうしたらよいのかなどについて述べる。

2．過去から現在に至るまで続くしょうがい者への暴力・虐待

数え上げればきりがないくらい夥しい数のしょうがいのある人たちへの暴力・虐待は、歴史の所産でもある。この歴史的事実は、19 世紀から 20 世紀前半にかけ、世界各国で、社会的保護という名の下に、しょうがい者入所施設が多数造られていった時代にまで遡ることができる。また、19 世紀末から今世紀初頭にかけて吹き荒れた「優生思想」「無性の存在」としての知的しょうがい者観が影響していたこととも関係している。つまり、知的しょうがいのある人たちへの暴力や虐待を肯定・容認する社会的風潮は、しょうがい者差別・社会的排除を背景とする 100 年以上もの長い歴史をもっているということである。

当時の人たちが知的しょうがいのある人たちに対して抱いていた思いや社会的な反応や対応を、アン・クラフト（Ann Craft）は次のように記している。

「とても強い性欲をもち、自制心に欠け、一般に社会を脅かす人と見られている。このような考え方は、精神薄弱と呼ばれていた人たちが隔離され人里離れたコロニーに入れられていた結果であった。そこでは、性的行動を見つけられると厳しく罰せられ、結婚は禁止され、同意なしで不妊手術を認める法律があった。」[2)]

知的しょうがいのある人たちは「性的な表現の仕方が不適切なため、当然無視されるべきものである」[3)] とされ、「無性の存在」としての知的しょうがい者観が当然視されていた。

このようなものの見方や社会的対応の結果、知的しょうがいのある人たちの性が長い間タブー視され、遠ざけられ、消極的・否定的な受け止め方をされ、ほとんど何も伝えられずに寝たままの状態にさせられてきた。今日でも見受けられる性は自然に覚えるものという考え方は、知的しょうがいのある人たちの性に関する情報入手をより一層困難なものとしていたのである。

知的しょうがいのある人たちへの暴力や虐待は、長い歴史の中で培われてきたが、1970 年以降に社会問題化していった。精神しょうがい者や重度身体しょうがい者、重度知的しょうがい者に

対する座敷牢の存在や1970年5月に横浜で起こった「二児の母親が将来を悲観して下の女の子・2歳CP児をエプロンの紐で絞殺」[4]というしょうがい児殺し、精神しょうがい者や高齢者、重症心身しょうがい児・者に対するベッド拘束、動く重度児に対する柱などへの拘束、手足が使えなくするための抑制帯の使用などもしょうがい者虐待と言うことができよう。1979年から1982年にかけて発覚した戸塚ヨットスクール事件[5]における情緒しょうがい児に対する教育・指導という名の極端な暴力行為もしょうがい者虐待ということができる。精神病院隔離病棟や独房も虐待の範疇に入れることができる。入所施設の鍵のついた部屋で暮らさざるを得ない利用者と言われる人たちも今尚数多く存在している。

1990年代半ばの某国立（現独立行政法人）病院に併設していた重心施設の例[6]を示そう。それは夕食時。入居者に出された夕食は、誰も彼もが軟食。きざみの副食。混ぜ合わせると丼にすべてがスッポリおさまってしまう。おいしそうであるはずがない。食は文化というが、そこには文化の欠けらもなかった。スプーンで食べている人もいれば、つい手掴みになってしまう人もいた。皆無表情。そこに看護助手がやってきた。手掴みの人を見つけて、「まあ！」。スプーンをもち、彼を見下ろしたまま、黙々介助を始める。看護助手は次から次へと食べ物をスプーンで彼の口の中へ放り込んでいく。みるみるうちに口が膨らみ、今にも食べた物を吐き出しそうになっていた。看護助手はタオルを取りにその場を離れた。彼は当然のごとく、口一杯に押し込められた食べ物をすべて吐き出してしまった。戻ってきた看護助手は、無言で吐き出した食べ物をまた口の中に放り込んだ。タオルで口を押さえる。上を向かせて水を飲ませる。流し込みである。食事は数分で終わってしまった。何日か後の同施設の動く重度児・者棟。入り口には鍵がかかっていた。中に入ると、入居者の何人かが抑制帯を腕や身体に巻かれ、柱や手摺りにつながれていた。鍵のかかった狭い部屋で過ごしている入居者も何人かいた。まるで「動物園」のようであった。医療・福祉のモデルとなるべき国立病院付属の施設が、なぜこのような入居者に対する人権侵害の数々を平気で行っているのかが信じられなかった。しかし、このような実態を知りつつ、親も関係者も何も言えなかった。

このような入所施設における暴力や虐待は、様々な形で日常的に行われていた。「夜、尿をもらしたとき朝まで裸にされて、放置された。理由がないのに御前なんか死んじまえと言われた。トイレで緊張したとき、緊張するなと足で体を蹴飛ばされた。居住者のいない部屋に入り、電話やテレビを勝手に使う。トイレを数多くすると、文句を言われる。……」[7]と枚挙に暇がないほどの虐待例が散見され、入所施設のような閉鎖的な環境であればあるほどそれは顕著であった。

ところで、障害者虐待防止法制定・施行に大きな影響を与えたのは、日本社会福祉士会が2009年に行った「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査」[8]であったと思われるため、次に同調査報告書の概要を引用・要約し、紹介してみたい。

日本社会福祉士会の調査に寄せられた966件の虐待被害の内訳を見てみると「40歳未満」（18歳未満68.5%、18～40歳未満65.1%）の3分の2近くの「知的しょうがい者」（602件、62.3%、参考：身体しょうがい18.4%、精神しょうがい13.1%）が虐待の被害にあっており、知的しょう

がい者の被害の多さに驚く。また、他の種類の虐待被害の内訳（世話の放棄・放任 37.9%、身体的虐待 35.7%、経済的虐待 33.1%、心理的虐待 29.2%）に比べるとその割合は低いものの、知的しょうがいのある人たちが「性的虐待」（66 件、6.8%）に遭っており、見過ごすことのできない調査結果が示されていた。虐待を受けていた人たちは、「被害を受けている自覚がない」（29.8%）か「SOS のサインが出せない」（34.9%）でいた。多くの知的しょうがいのある人たちがなぜ被害に遭ってしまうのかがよく分かる被害の実態が結果として示されていたのである。

一方、虐待の加害者が誰か、も明らかにされている。しょうがいのある人たちに虐待をしていたのは、親（55.1%）やきょうだい（18.0%）、その他の親族（6.8%）、しょうがい者サービス事業所・施設（2.7%）、企業・職場（使用者、2.1%）等であり、最も信頼できるはずの身近な人たちだったのである。つまり、障害者虐待防止法第二条第 2 項に明示されている「養護者」であり、「障害者福祉施設従事者等」「使用者」だったのである。さらに、加害者の多くは、被害者に対する「差別や偏見」（10.1%）よりも「障害特性の理解不足」（40.4%）と思われる結果が示されていた。

3. 身近な人たちから受けている性暴力

しょうがいのある人たちの性をめぐる暴力や虐待も後を絶たない。1993 年に発覚した子宮摘出問題[9] や、過去の出来事とは言え、1997 年にマスコミを通して世界の人々を震撼させた強制不妊手術の問題[10] などは社会的になされた性暴力・性虐待であった。上述した日本社会福祉士会の調査結果が示す「身近な人たち」からの性暴力被害に至っては、憤りすらおぼえる。

なぜ知的なしょうがいのある人たちは、性暴力を身近な人たちから受けているのだろうか。被害に遭っても被害に遭ったことを言わない・言えない、言っても信用してもらえない、等々の理由が考えられる。「言っても信用してもらえない」という理由に至っては、本人の言動の問題や信憑性の問題が取り上げられ、警察や裁判所で門前払いされ、意見聴取の対象にすらされないことがある。性暴力被害に遭っても、本人発言の揺れや信憑性が「本人が望んだこと」「合意の上」などという加害者の嘘や詭弁とも言える発言を正当化させてしまっている。

こうしたことを考えると、ここには周囲にいる私たちの認識上の誤りが存在し、差別や偏見を持ちながら知的しょうがいのある人たちを見、判断をしている可能性がある。何人も「人」としてかけがえのない生を生きているにも関わらず、「知的しょうがい者」とレッテルが貼られるだけで、特別な目でその人たちを見てしまう私たちがおり、特別な目で見られてしまう彼ら彼女たちがいる。こうしたことは、例えば、一般の人たちに「知的しょうがい者に対するイメージは ?」「知的しょうがい者の性に対するイメージは ?」「知的しょうがい者の結婚に対するイメージは ?」と問い掛けてみればすぐに分かることである。恐らくほとんどの人が「消極的」「否定的」なイメージをもって応えるはずである。私たちは、例え親でも関係者でも、知的しょうがいのある人たちに対して消極的・否定的イメージを持っているということの自覚がまず必要だと考える。私たちは人を見下し、人を押しのけて生きる「差別・偏見を持ちがちな人間」であることを自覚し、このような認識を少しずつ変えていく努力の中にこそ「人」としての成長を見ることができるので

はないかと整理しておく必要がある。また、知的しょうがいのある人たちへの根深い差別意識は、差別的法制度を伴いながら社会的・政治的に作られてきたことが幾つもの文献を通して明らかにされてきていることも認識しておく必要がある。

4．性情報・性教育・性暴力被害をめぐる今日的課題

知的しょうがい児対象の性教育がほとんどなされていないがために性に関する情報を得ることができなかったり、認知理解力が乏しくなってしまうことが明らかになっている[11]。一方で、性教育の不十分さに気づき、何とか具体的に対応しようとすると、社会（政治家・教育委員会等）からの圧力がかかってくることを七生養護学校性教育裁判[12]が証明している。

かつて筆者たちが行った特別支援学校（当時の養護学校）高等部在籍者と卒業生とを対象にした調査[13]からは、「学校で教えられなかった事柄は、卒業してからも教えられずに分からないまま放置されていることが多い」「卒業生は社会的経験を積み重ねる中で、性に関する情報をそれなりに入手し理解しているものの、これらの情報は体系的なものではなく、時には援助者から、時には職場の同僚から、さらにはマス・メディアから断片的に入手しているにすぎなかった」ことが明らかになっている。この調査結果は生涯にわたるセクシュアリティ教育の重要性を示唆していたのだが、日本社会では上述したような政治的思惑に振り回され、研究結果は現場では何ら活かされていかない仕組みになっていることがよく分かる。

しかし、毎日のようにマスメディアを通して流されるリアルで多様なセクシュアリティ情報をしょうがい当事者たちが入手できていないかというとそうではなく、誰も何も教えないから、自分たちで、仲間と一緒に、数多くの情報を何らかの形で入手し、隠し持っている。最近ではインターネットからリアルで具体的な場面を無料で入手できるようになってきている。結果として親や関係者は、過保護・心配性・過干渉故に、リスクの尊厳を妨げ、情報を遮断し、無知の再生産を推進する役を担ってしまっている。何も伝えず無知のまま放置しておくが故に、理想と現実のギャップの中で様々な不安・悩み・葛藤を抱え、ますます情報処理ができなくなり、無知を再生産し、歪んだセクシュアリティ像を作り上げていってしまっている。このような社会的実態の延長線上に性暴力被害に適切に対処できていない私たちがいるような気がする。私たち支援者もコミュニケーションの仕方や人間関係のあり方を学ぶ機会が十分に提供されておらず、しょうがい当事者と接しているのが実態なのではないか。性暴力被害を個人的な問題に帰結させるのではなく、社会的課題として対応を検討する時期に来ており、不安・悩みへの対処の仕方、情報処理の仕方、性暴力被害とは何か、被害を受けた時にはどうするかなどを具体的に検討していく必要がある。

5．身近なところで身近な人たちによってなされている性暴力を防ぐために

2004 年の財団法人「女性のためのアジア平和基金」のパンフレット[14]によると、日本に住む女性 100 人のうち 7 人弱が性暴力被害にあっているという。 性暴力被害は一割くらいしか通報

されず、しかも被害届を出す件数はさらに減ってしまうのが現実のようである。統計に表れてくるのは氷山の一角なのである。

性暴力は、被害者に大変深刻な精神的反応を引き起こすことが分かっている。被害に直面した時、被害者は「殺されるのではないか」「ひどい目にあわされる」という強い恐怖を感じるという。頭の中が真っ白になってどうしていいのかわからず、凍りついたようになってしまうともいう。そういう経験をした人は、事件後数週間、数ヵ月もの間、さまざまな精神的反応を引き起こすことがあるようである。自分がおかしくなってしまったのではないかと不安になる人もいる。

性暴力被害にあって傷ついている被害者をこれ以上傷つけないためにも、また犯罪が繰り返されないようにするためにも二次被害（被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によってさらに傷つけられる状態のこと）を防ぐことが大切である。このことは、被害者のためだけでなく社会にとっても大切なことなのである。

なお、WHO（世界保健機関）は、性暴力のことを、「強制的であったり、暴力や傷つけるという脅かしを用いて行われる性行動のすべてであり、望まない性的コメントや接近、人を売買する行為も含まれる。被害者との関係や状況（自宅か職場かなど）を問わない」と定義しており、性暴力被害にはレイプ（強姦）、レイプ未遂、性的虐待、強制わいせつ、性的搾取など多くのことが含まれる。つまり、相手が誰であれ、本人の意思に反して強制的に行われる性的な行為は性暴力であり、被害者が受けるダメージは何ら変わることはないということを認識しておく必要がある。

性暴力被害をなくすために、社会的レベルでできることは、「教育・啓発の推進」であり、被害者支援システムを作ることである。自らの偏見に気づくこと、被害者の心の傷に思いを馳せることなど個人レベルでできることもある。次のような、「女性のためのアジア平和基金」パンフレットに記されている、被害者の回復を助ける７つのポイントも参考になる。

① 被害者を責めない。
② 被害者の罪悪感や自責感を助長しない。
③ 被害者の気持ちをよく聴く。
④ 被害者が悪いわけではないことを理解してもらう。
⑤ 被害者がおかしいわけではないことを知ってもらう。
⑥ 被害者の感情を認める。
⑦ 被害者を無力化せず、有力化（エンパワメント）する。

二次被害のない社会、性暴力のない社会は、女性にとっても男性にとっても安全で幸福な社会の姿である。このような社会では、男女はもっと信頼しあい、よりよい関係を築けるはずである。そのために、性暴力被害対応への不安から脱し、積極的な性・結婚生活支援を行う必要がある。私たちの中にある無理解・無知・差別・偏見意識に気づくことも大切であろう。性的ノーマライ

ゼーション化に向けた環境づくりも、積極的な性・結婚生活支援に向けた取り組みも必要となる。一方で、一人で抱えずネットワークを活用することも必要である。当事者同士の学び合い・伝え合いを活用し、支援することも必要となる。ピア・カウンセリングやピア・サポート、本人活動支援も必要となる。

6. ノーマライゼーション原理に基づく性暴力対策教育プログラムの開発を

知的しょうがいのある人たちに対する性と結婚について新しい考え方が示されるようになったのは、「ノーマライゼーションの原理」が1969年にスウェーデンのB.ニィリエによって成文化されてからのことである。ニィリエは、ノーマライゼーションを成文化した際、性とノーマライゼーション原理との関係を次のように記していた。

「一般社会と同じように自然に男女が共に暮らすことにより、意欲が高まり、行動や環境をより良くする結果となる。そして、……他の人たち同様、結婚することでより良い生活を送ることになるかもしれないのである。」[15)]

デンマークのN. E. バンクーミケルセンは、人間社会のあるべき姿や対人サービスのあり方を示した人として知られている。彼は、1976年、ノーマライゼーションの重要な柱のひとつとして、次のようにセクシュアリティの権利について明示した。

「ノーマリゼーションとは市民権をも含む生活のあらゆる側面において、精神遅滞者がほかの人びとと同等な立場におかれるべきであるということを意味している……市民権とは、住居と教育と仕事の権利のことである。また市民権は、投票権、結婚する権利、子どもを生む権利、および、たとえ結婚していなくても、また子どもをつくるのでなくても、性生活をいとなむ権利をも意味している。」[16)]

バンクーミケルセンが指摘をするまで市民権や性と結婚の権利に、このように具体的に言及した人はいなかった。しかし、今日この考え方は、多くの人たちに支持され、共通の理解となってきている。

ニィリエやバンクーミケルセンのノーマライゼーション原理や性・結婚の権利という考え方を誰もがもつことによって知的しょうがいのある人たちに対してなされる性暴力を根絶することはできないものだろうか。また、身近な人たちにノーマライゼーション原理の底流に流れる「地域社会の中で生き、住みたい。共に楽しい生活を送り、多くの価値を見出したい。」[17)]「恋人をもち、好きな人と結婚をしたい。」[18)]という「人」としての当然の思いや願いを共有してもらうことによって性暴力被害を未然に防ぐことにも役立たせることができるように思うがいかがであろうか。そのためにも、今後、性暴力対策教育プログラム、すなわち、親や関係者といった身近な

人たちにはノーマライゼーション原理に基づく共生教育プログラムを、性暴力被害に遭いやすい知的しょうがいのある人たちには彼らを有力化（エンパワメント）できる実践的なセクシュアリティ教育プログラムや当事者力を高めるセルフ・アドヴォカシー教育プログラムを開発し、実践していく必要がある。

7．おわりに

2005 年にスウェーデンのデイセンターから出された性や結婚に関する DVD[19] が、とてもよく出来ていた。この DVD の出演者のほとんどが知的しょうがいのある人たちであった。結婚カップルのキスシーンから始まり、結婚パーティで終わる DVD である。途中にはマスターベーション、恋愛、セックス、同性愛といったセクシュアリティに関するごく普通の出来事が盛り込まれ、音楽に合わせてユーモラスに描いている。この DVD を見ていると、次のようなメッセージが伝わってくる。

「私たちが願っているのは、本当に普通の生活を送りたいということです。仕事をする、学校に行く、生活をする、そしてお金を稼いで自分の家庭をつくる、自分たちの子どもの世話をする、そういうことなのです。」

知的しょうがいのある人たちのセクシュアリティに関する事柄はすべての人に関係する重要な問題であるにも関わらず、偏見や誤解または情報不足からこれまであまり問題にされてこなかった。むしろ、無視され、時として迫害されてきた。こうした中からしょうがいのある人たちへの性暴力が引き起こされてきたと言っても過言ではない。差別を容認する貧困格差社会では暴力や虐待が多発する。このような社会ではなく、誰もが普通の生活を送ることができるような格差最小化社会作り（ノーマライゼーション社会の構築）を目指すことを通して性暴力対策教育プログラムを開発し、しょうがい者虐待や性暴力被害を根絶していく必要がある。障害者虐待防止法の制定・施行がその切っ掛けとなっていくことを願っている。

注

1）法律の正式名称は次の通りだが、通称「障害者虐待防止法」と呼ばれている。
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（2011 年 6 月 24 日法律 79 号）

2）Craft, A., 1987, Mental Handicap and Sexuality: Issues for Individuals with a Mental Handicap, their Parents and Professionals. In Craft, A. (ed.) Mental Handicap and Sexuality. Kent: Costello.（= 河東田博他訳、「知的しょうがいとセクシュアリティ」『四国学院大学論集』 第 85 号、1994 年、202 頁からの引用）

3）同上（203 頁）

4）1970 年 5 月に横浜で起こったしょうがい児殺しは、下記文献等に詳述されている。
横塚晃一『母よ！殺すな』生活書院　2007 年

5）1982 年 12 月にヨット訓練生が洋上で殴られ死亡させられた事件をきっかけに発覚した一連の暴力殺人事件である。最高裁まで続けられた長期裁判で、2002 年 3 月、関与した戸塚宏校長ら 15 人全員が有罪となって終結。2006 年 4 月の出所後も持論を堅持したままヨットスクールを運営し続けている。（www.maroon.dti.ne.jp/knight999/totuka.htm を参考にした。）

6）1996 年 10 月 12 日に同朋大学で開催された日本社会福祉学会第 44 回全国大会シンポジュウム「共生をめざす福祉」で、シンポジストとしてこの問題を提起した。同大会発表論集に要旨が掲載されている。また、全国各地の講演会などでもこの事実を紹介。当時の厚生省障害福祉専門官にも善処方要請。善通寺希望の家開所記念誌『えがお』にも「善通寺希望の家と地域生活支援への期待」（32-35 頁、1998 年 4 月）として実態を紹介した（開所式翌日、この施設の施設長より法人理事長に対して、筆者の文章に対して、「人手不足でやむを得ない」という釈明と「動物園」という表現に対する文書での謝罪をとの申し入れがあったが、拒否したいきさつがある。代わりに、表現内容は事実であり、人権侵害の改善を実施することこそが先決であると指摘した）。その後、某大新聞社の記者と夜間この施設を訪れたことがある。夜 8 時頃だったように思う。動ける重度児棟 2 カ所で半数以上の人たちが抑制をされ、ベッドにくくりつけられている実態を見せられた。人手不足のためのやむを得ない措置とのことだったが、訪れた 2 人共絶句だった。その後この記事はとうとう書かれずじまいだった。さらに、その後、国立病院統廃合の方針が出された。病院統廃合によりこの施設の処遇内容も悪化するとの理由で、署名運動が展開されていた。署名の呼びかけ内容には、何ら人権侵害の実態について触れられていなかった。

なお、この記述に関しては、下記文献にも所収してある。

河東田博・孫良・杉田穏子・遠藤美貴・芥川正武『ヨーロッパにおける施設解体―スウェーデン・英・独と日本の現状』現代書館　2002 年（7-8 頁）

7）1992 年秋に副島洋明弁護士によって作成された資料より。副島弁護士は、障害者人権弁護団を結成し、数々のしょうがい者差別、人権侵害の問題に対処してきた。しょうがい者の人権問題の先駆けをなした弁護士で、多くの弁護士に影響を与えた。

8）2009（平成 21）年度障害者保健福祉推進事業『障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業報告書』社団法人　日本社会福祉士会　2010 年 3 月より引用・要約。

9）毎日新聞　1993 年 6 月 12 日付朝刊「障害者子宮摘出の教授語る『後ろめたさ　ない』」

10）各国で行われていた強制不妊手術の実態を、1997 年 9 月 2 日付の読売新聞が次のように伝えている（AFP 通信、AP 通信などをもとに作成されたものである）。

国名	実施期間	人数（推定）
アメリカ	1907-1960 年代	60,000
スイス	1928-?	1,000
デンマーク	1929-1967	11,000
ノルウェー	1934-1976	2,000-15,000 （政府発表では 2,000）
フィンランド	1935-1970	11,000 （政府発表では 1,400）
スウェーデン	1935-1976	62,000
オーストリア		知的しょうがいのある女性の 70%

11）Katoda, H., 1991.3.7, .Health and sex education of schoolchildren with intellectual handicaps ― A study in Japan and Sweden. Almqvist & Wiksell international

12）七生養護学校関連の取組みについては、下記文献が詳しい。

金崎満『検証 七生養護学校事件―性教育攻撃と教員大量処分の真実』群青社　2005 年

知的障がい児のための「こころとからだの学習」編集委員会 編『知的障がい児のための「こころとからだの学習」』明石書店　2006 年

児玉勇二『性教育裁判―七生養護学校事件が残したもの』岩波ブックレット No.765 岩波書店　2009 年

13）河東田博「知的ハンディをもつ人々の健康・性・エイズ情報獲得プロセスに関する研究」『JASS PROCEEDINGS』32-41 頁　日本性教育協会　1995 年 6 月 3 日

14）「女性のためのアジア平和基金」パンフレットとは、下記文献のことを指す。本稿「5」に関わる記述は、下記文献を引用・要約したものである。

『レイプの二次被害を防ぐために―被害者の回復を助ける 7 つのポイント』財団法人　女性のためのアジア平和基金　2004 年 3 月

15）Nirje, B.（1969）. The normalization principle and its human management implications. In R. Kugel and W. Wolfensberger（Eds.）, Changing patterns in residential services for the mentally retarded. Washington, D.C.: President's Committee on Mental Retardation.（= 河東田博他訳編『ノーマライゼーションの原理』現代書館　1998 年　27 頁からの引用）

16）Bank-Mikkelsen, N. E.（1976）. The principle of normalization. In B. Nielsen（Ed.）, Flash 2 on the Danish National Service for the mentally retarded. Copenhagen: Personal Trainig School, Copenhagen.（= 中園康夫訳「ノーマリゼーションの原理」『四国学院大学論集』第 42 号　1978 年　153 頁からの引用）

17）河東田博『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション―当事者参加・参画の論理』現代書館　1992 年（113 頁）

18）NHK 厚生文化事業団調査報告書「知的発達に障害のある人たちの職業と生活に関する調査―本人よりの聞き取りを通して」（要約版、1996 年）の中で、「将来、いちばんしたいと思うことを、お聞かせください。」（28 頁）という設問に対して、163 人（440 人中）の人たちが「恋愛・結婚」と答えていた。

19）DVD は「Klick」という題で、2005 年に、Grunden Media, Sweden から発売された。